

草津市協働のまちづくり推進計画

(案)

平成27年〇月
草津市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 基本的事項 P 1
- 2 基本的な考え方 P 3

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

- 1 協働のまちづくりの背景 P 6
- 2 まちづくりにおける各主体の現状と課題 P 7

第3章 協働推進のための施策展開

- 1 施策体系 P 13
- 2 期待される取組 P 17
- 3 具体的施策 P 25

第4章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制の整備 P 31
- 2 計画の進捗管理 P 31

資料編

- 検討の経過 P 32

第1章 計画の概要

1. 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題も複雑・多様化し、行政が単独で解決することが困難となってきています。

また、従来から各学区での地域活動やNPOやボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

本市では、こうした状況をふまえ、様々な地域づくり・市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し相互に連携協力して、まちづくりを進める協働型社会を目指してきました。

本計画は、こうした協働のまちづくりをさらに推進するため、平成26年7月に施行した「草津市協働のまちづくり条例」を具現化し、実効性を担保するために策定するものです。

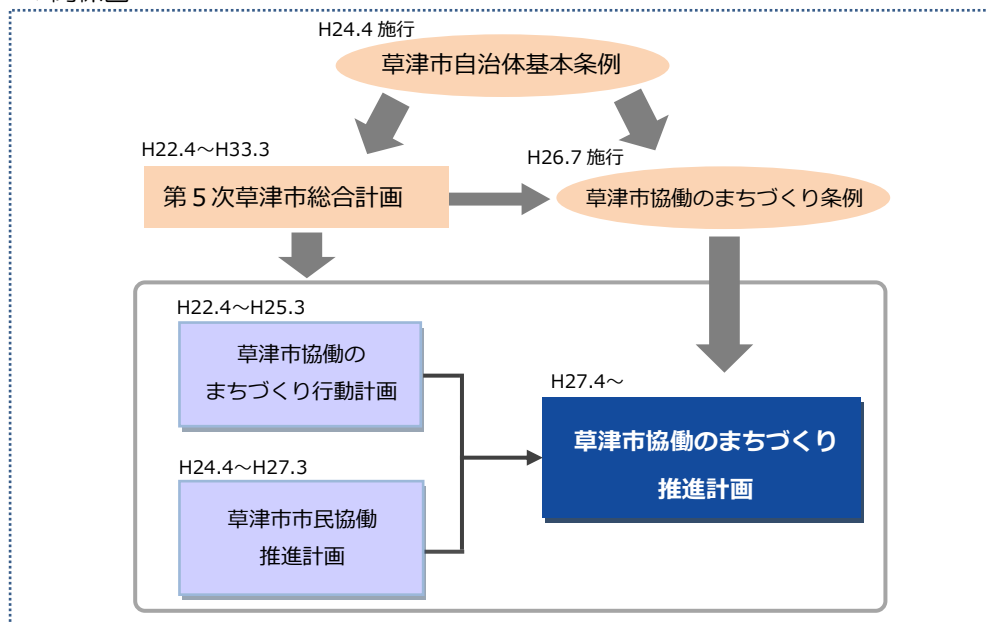
(2) 計画の位置づけ

市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」においては、まちづくりにおける協働について定めており、平成26年7月には、協働の取組をさらに進めるため「草津市協働のまちづくり条例」を施行しました。

また、草津市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」では、まちづくりを担う各主体が責任と役割を分担することとしており、住民自治に関する協働のあり方を示した「草津市協働のまちづくり行動計画」や市民公益活動を推進する「草津市市民協働推進計画」をこれまでに策定してきました。

本計画は、草津市協働のまちづくり条例第24条の規定に基づき、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、これら2つの計画を踏襲・発展した計画として位置づけるものです。

▼関係図



(3) 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度に、必要に応じて見直しを行うものとします。

▼スケジュール

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 草津市協働のまちづくり条例 | H26.7 施行 (一部 H26.4 月施行) | | | | | |
| 草津市協働のまちづくり推進計画 | 策定 | 実施 (H27~H31) ※H29に見直し検討 | | | | |

2. 基本的な考え方

(1) 用語の説明

草津市協働のまちづくり条例第2条

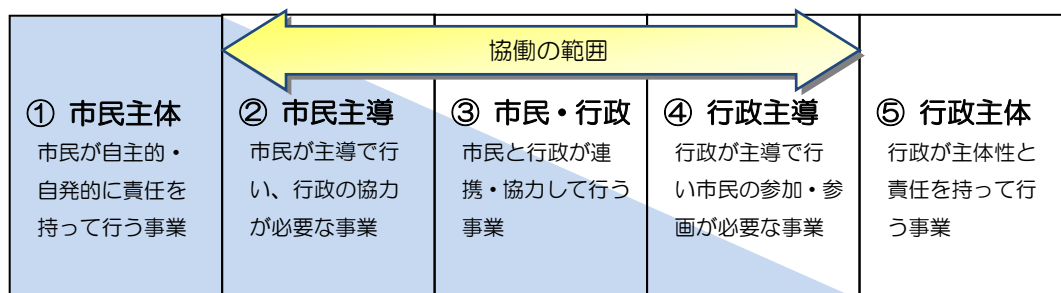
| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 協働 | 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。 |
| 市民 | 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいいます。 |
| まちづくり協議会 | 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、市長が認定したものをいいます。 |
| 基礎的コミュニティ | 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいいます。 |
| 市民公益活動団体 | 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいいます。 |
| 教育機関 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいいます。 |
| 中間支援組織 | まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間において協働によるまちづくりを推進する組織をいいます。 |
| 市 | 議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市をいいます。 |

※「市民」には、「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」も含まれます。

(2) 市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

▼「市民」と「行政」の協働の領域（山岡義典氏のものを一部加工しています。）



※「市民」「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」をまとめて「市民」と表示し、市長およびその他の執行機関を「行政」としています。

○●協働によるまちづくりの事例●○

市民と市が協働で次のような取組を行っています。

事例① 学区別防犯マップ作成事業

まちづくり協議会

×

市



子どもたちの安全・安心を守るために、防犯ブザーを持たせたり、いざというときの対処法を教えるだけでは、犯罪を未然に防ぐことはできません。

効果的に防犯活動を行うために、まちづくり協議会と市が協働で、地域住民とともに自分たちのまちの犯罪に強いところ、弱いところを点検して歩き、学区ごとに防犯マップを作成し、子どもたちの安全・安心を見守る取組を行っています。

事例② 草津市ひとり親家庭ホームフレンド事業

市民公益活動団体

×

市



生活環境や経済環境等を背景に、ひとり親家庭の子どもたちに対し、心の葛藤を和らげる援助が必要とされています。

そこで、市と市民公益活動団体が協働で、ひとり親家庭に相談相手や遊び相手となる大学生等を派遣し、子どもたちが健やかで安定した生活を送ることができるようサポートし、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図っています。

(3) 協働の基本原則

協働に取り組む各主体が、パートナーとしての関係を構築し、協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、草津市協働のまちづくり条例で定めた以下の7つの原則を理解し守りながら、取組を進めることが重要となります。

草津市協働のまちづくり条例第3条

【7つの基本原則】

① 対等の原則

対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組を進めることが大切です。

② 自主・自立の原則

それぞれが、自己決定、自己責任のもとで活動し、パートナーの自主性を妨げないようにすることが大切です。また、お互いを尊重しながらも依存することなく、自立した関係を保つことも大切です。

③ 相互理解の原則

お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築することが大切です。

④ 共有の原則

何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということ、事前に確認し合い協力関係を結んでいくことが大切です。

⑤ 公開の原則

協働事業の過程および成果について透明性を確保するため、広く情報公開を行うことが大切です。

⑥ 評価の原則

協働事業の過程や成果について、相互に評価・検証を行い、相互が理解したうえでより良い協働関係を築き、次へのステップアップにつなげることが大切です。

⑦ 相互変革の原則

協働は、従来よりも良い進め方や考え方があれば、両者とも柔軟に対応していくことが必要です。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つことが大切です。



第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1. 協働のまちづくりの背景

(1) 地方分権の進展

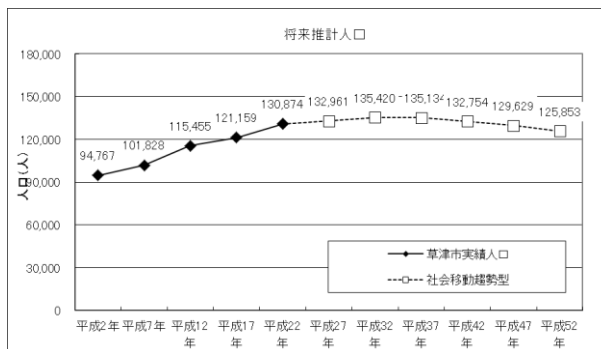
地方分権の進展により、地方自治体には、画一的な市政運営ではなく、自らの責任と判断で地方の実情に沿った自治行政を行うことが求められています。まちの進路が地方自治体の意思に委ねられるという転換期にあたり、地域の事情をよく知り、地域に愛着を持つ市民の皆さんの意見やアイデアが生かされ、市民と市が対話をしながら決定し、行動するまちづくりが必要とされています。

(2) 少子高齢化の進行

本市の人口は、平成32年をピークに減少し、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）についても徐々に上昇していくことが予測されます。（図1、図2）

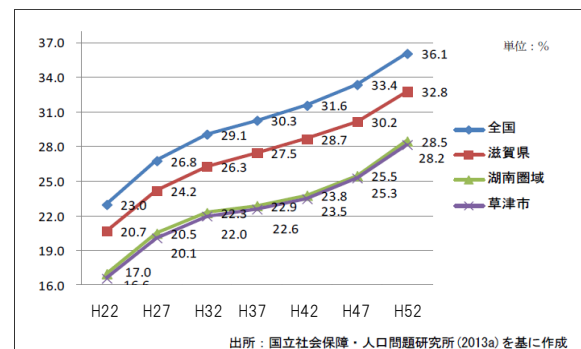
このような人口の変化は、生活保障のあり方にも影響し、これまで同様の市民サービスを維持していくことが困難となることも予想されています。

▼図1：将来推計人口



資料：草津未来研究所

▼図2：全国・滋賀県・湖南圏域・草津市の高齢化率の予測



出所：国立社会保障・人口問題研究所(2013a)を基に作成

資料：草津未来研究所

(3) 市民ニーズの多様化

人々のライフスタイルや価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する市民ニーズの全てに市が対応することが困難となってきています。このような複雑化した地域の課題を解決するためには、市と市民が協働の取組により、解決にあたることが不可欠です。

2. 各主体の現状と課題

計画の推進にあたっては、まちづくりにおける各主体がそれぞれの役割と責任を分担し、互いに力を合わせて協働のまちづくりを推進していくことが大切です。ここでは、各主体の現状と課題について整理します。

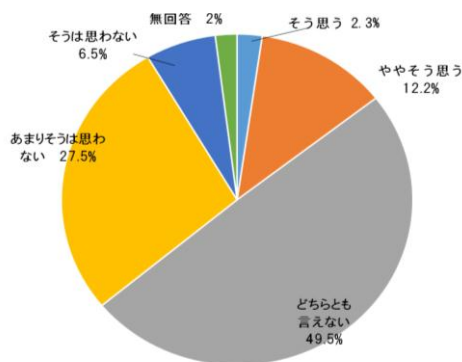
(1) 市と市民の現状と課題

本市では、第5次草津市総合計画に基づき、市民との協働事業を推進し、協働のまちづくりに参画いただける仕組みづくりを進めてきました。しかしながら、平成25年度に実施した「草津市のまちづくりについての市民意識調査」では、市民主役のまちづくりが進んでいると思われる方の割合は14.5%に留まっています。(図3)

これは、市が市民の力を生かす仕組みを構築できていないという現われでもあり、今後、住み良いまちを築いていくために、市民の力を生かし、市民一人ひとりが身の回りのことについて考え、他人や地域のことに関心を持ち、行動していくことが求められています。

そのため、市はまちづくりの主体である「市民」「基礎的コミュニティ」「まちづくり協議会」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」と連携・協力するため、まちづくり活動の情報を積極的に発信するほか、市民が活動しやすい環境整備等に努める必要があります。

▼図3：平成25年度草津市のまちづくりについての市民意識調査
「市民主役のまちづくりが進んでいる」と思われますか？



資料：企画調整課



❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

【市民】

- ・ 地域活動への参加
- ・ 市民公益活動の推進

【市】

- ・ 市民が活動しやすい環境整備
- ・ まちづくり情報の提供
- ・ まちづくり活動の支援、資金助成
- ・ 協働事業の推進
- ・ 中間支援組織の活用
- ・ 人材育成事業の展開

(2) まちづくり協議会の現状と課題

まちづくり協議会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、地域の課題を解決するための取組や、それぞれの地域の特性を生かした地域主体のまちづくりを目指した取組を行う地域住民主体の自治組織であり、平成22年から平成24年にかけて市内全学区で設立され、自主的・計画的に地域主体のまちづくりを進められています。また、市では「草津市協働のまちづくり条例」第11条に基づき区域を代表する総合的な自治組織として、平成26年8月に認定しました。

自分たちの地域をより住み良い地域とするために、地域の現状や課題、目指すべき将来像を掲げ、課題解決に向けた取組を計画的に行うための「地域まちづくり計画」を策定し、この実現に向けた地域づくりが求められています。また、市のパートナーとして市と協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

▼図4：まちづくり協議会の設立状況

| 学区 | 組織名 | 設立年月日 |
|-----|------------------|-------------|
| 志津 | 志津まちづくり協議会 | 平成23年12月17日 |
| 志津南 | 志津南学区まちづくり協議会 | 平成24年4月1日 |
| 草津 | 草津学区ひと・まちいきいき協議会 | 平成22年11月3日 |
| 大路 | 大路区まちづくり協議会 | 平成24年2月4日 |
| 渋川 | 渋川学区まちづくり協議会 | 平成24年12月2日 |
| 矢倉 | 矢倉学区未来のまち協議会 | 平成24年1月22日 |
| 老上 | 老上学区まちづくり協議会 | 平成24年2月5日 |
| 玉川 | 玉川学区まちづくり協議会 | 平成24年2月3日 |
| 南笠東 | 南笠東学区まちづくり協議会 | 平成23年6月4日 |
| 山田 | 山田学区まちづくり協議会 | 平成24年3月24日 |
| 笠縫 | 笠縫学区まちづくり協議会 | 平成24年1月28日 |
| 笠縫東 | 笠縫東学区まちづくり協議会 | 平成24年11月24日 |
| 常盤 | 人と地域が輝く常盤協議会 | 平成24年1月28日 |

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- ・ 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開
- ・ 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開



(3) 基礎的コミュニティの現状と課題

市内には、215の町内会等（平成26年4月現在）がありますが、町内会加入率はゆるやかな低下傾向にあり、平成15年度には93.7%あった加入率が、平成25年度では87.3%まで低下しています。（図5）

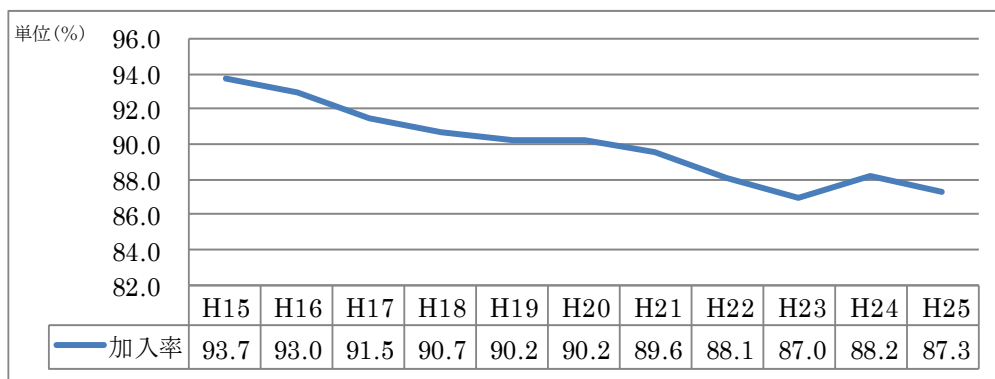
住民の価値観の多様化や共働き世帯の増加、駅周辺におけるアパートやマンション、新たな分譲宅地の増加による都市化などにより、町内会活動に参加できない、町内会の必要性を感じない、コミュニティに対する関心が薄いといった問題が顕在化しており、このことが町内会の加入率の低下や町内会が設立されないといった現状につながっているものと推測されます。

また、少子高齢化の進行等により、役員のなり手不足や固定化についても懸念されています。

地域のつながりが希薄化していくことで、町内会等の運営や活動が停滞し、地域活力の低下が危惧される中、市民一人ひとりが基礎的コミュニティの役割や重要性を再認識することが重要であり、そのための啓発活動や町内会活動等の活性化を図ることが求められています。

▼図5：町内会加入率の推移（毎年度3月31日の数値）

資料：草津市まちづくり協働課



❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- 町内会活動などの活性化
- 町内会活動の意義啓発



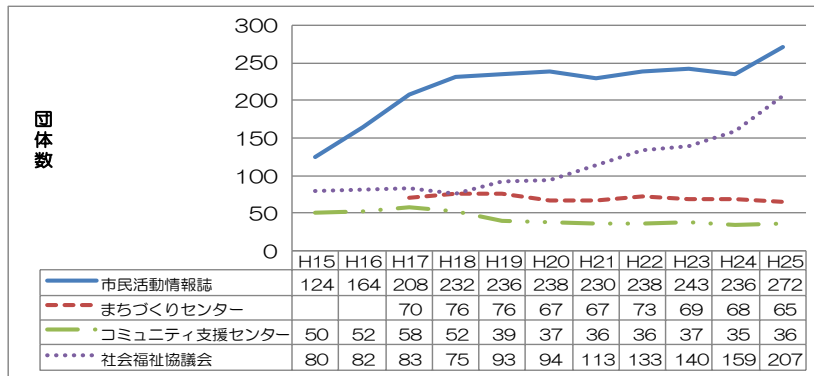
(4) 市民公益活動団体の現状と課題

市民公益活動の団体数は、10年前に比べると約2倍以上に増加しており、福祉や環境、防災等、多様な分野で活動が繰り広げられています。しかしながら、多くの団体では、活動資金や活動場所の確保という課題を抱えているのが現状です。(図6、図7)

複雑・多様化した地域課題を解決していくためには、様々な市民公益活動団体がある特性を生かして活動するとともに、他の主体と連携し、相乗効果を発揮してまちづくりを行うことが重要です。

また、市民から理解や参加を得るため、広く情報を発信し、透明性を確保するとともに、活動意欲の醸成を図ることが求められています。

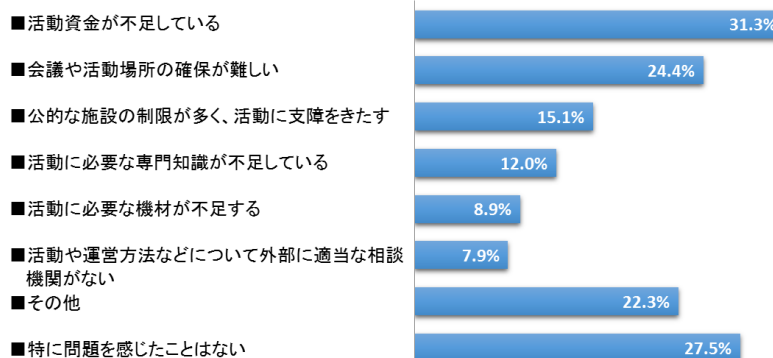
▼図6：市民公益活動団体の推移（毎年度3月31日現在）



- 市民活動情報誌：(公財)草津市コミュニティ事業団が発行する市民活動情報誌に掲載されている団体数
- まちづくりセンター：市立まちづくりセンターに登録されている団体数
- コミュニティ支援センター：草津コミュニティ支援センターに登録されている団体数
- 社会福祉協議会：草津市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数

資料：草津市まちづくり協働課

▼図7：平成25年度市民活動団体調査



資料：(公財)草津市コミュニティ事業団

⚠ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- ・市民公益活動の展開
- ・団体活動情報の発信



(5) 教育機関の現状と課題

市内には幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等の多くの教育機関があります。第5次草津市総合計画の中では、大学等と地域の連携により「多様な交流活動の展開」や地域協働合校の展開により「生涯学習の振興」についても掲げています。

立命館大学をはじめとする大学と市との連携事業では、各種イベントの共催・後援や審議会等委員としての専門知識の提供等により、連携・協力しながらまちづくりを進めています。また、小・中学校では、地域の方と連携・協力しながら子どもの学習を支援するシステムとして、地域協働合校を実施しています。

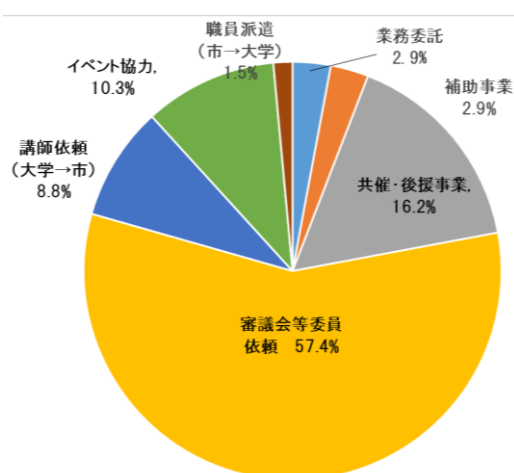
このように、教育機関は様々な人材、物的・知的資源を有し、個性豊かな地域社会の形成の支援や、地域の課題の解決のため積極的なまちづくりのためには欠かせない存在となっており、学校資源の提供や教育、研究を生かした連携が求められます。

▼図8：地域協働合校の様子



資料：地域協働合校事例集

▼図9：平成 25 年度提携大学との連携事業内容



資料：草津市未来研究所

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- 学校資源の提供
- 教育、研究を生かした連携



(6) 中間支援組織の現状と課題

協働のまちづくりに対し、各主体が抱える課題を効果的に解決し、組織の活動を活性化させるためにも、中間支援組織は団体間のコーディネート、情報発信、相談、人材育成機能等による支援が求められています。また、自らが持つ中間支援機能を高めるため、中間支援組織同士の連携、協力を行うことが不可欠です。

市は「草津市協働のまちづくり条例」第22条に基づき、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市民または市民と市の間^(※1)に立って支援する公益財団法人草津市コミュニティ事業団および社会福祉法人草津市社会福祉協議会^(※2)を中間支援組織として指定しています。同条例では、市は、指定した中間支援組織を積極的に活用するものとしており、今後、中間支援組織の役割は、ますます重要なものとなります。

◆中間支援組織の指定要件（草津市協働のまちづくり条例施行規則第13条）

- (1) 市民公益活動団体等の交流促進機能を持つこと。
- (2) まちづくりに関する情報の収集および発信機能を持つこと。
- (3) まちづくりに関する相談およびコンサルティング機能を持つこと。
- (4) まちづくりに関する人材育成および研修機能を持つこと。
- (5) まちづくりに関する活動支援および資金助成機能を持つこと。

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- | | |
|------------------|------------------|
| • 市民公益活動団体等の交流促進 | • まちづくり情報の収集、発信 |
| • 相談、コンサルティングの実施 | • 人材育成事業の展開 |
| • まちづくり活動支援、資金助成 | • 中間支援組織同士の連携、協力 |



※1 公益財団法人草津市コミュニティ事業団 … コミュニティの発展とまちづくりに関する事業を展開するほか、市内のコミュニティ振興事業および公共施設の指定管理の受託を行いながら、中間支援機能を発揮し、まちづくりの中では、市民と市民または市民と市等の間に立って調整、助言、ならびに情報提供などの支援といった役割を担っています。

※2 社会福祉法人草津市社会福祉協議会 … 社会福祉法第10条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された公共性と自主性を有する民間組織です。団体自らの活動だけでなく学区の社会福祉協議会や市内のボランティア団体との協働により地域福祉を進めています。また、市民と市民、または市民と市等の間に立って調整、助言、ならびに情報提供などの支援を行い、中間支援機能を発揮します。

第3章 協働推進のための施策展開

1. 施策体系

第2章の現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりを具体的に進めていくための施策をまとめました。

草津市協働のまちづくり条例に掲げる各主体の役割に基づき、「市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織」においては、期待される取組、「市」については具体的な施策を示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進します。

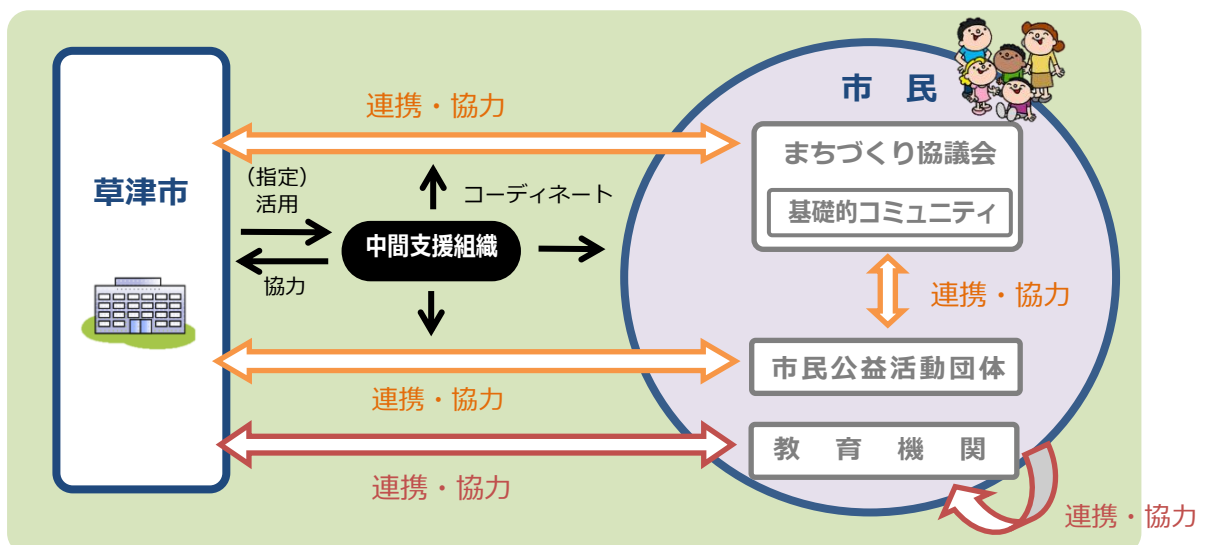
目指す姿

みんなでつくる協働のまち草津

～ 多様な主体が草津の力に ～

市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」を多様なまちづくりの主体と協働で進めるため、各主体の役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行い、自分たちの力だけでは課題を解決できないものについては連携・協力し、住み良いまちを目指します。

▼協働によるまちづくりに取り組む主体（イメージ図）



※各主体の役割や期待される取組については、P15、P16の施策体系図で示しています。さらに、各主体の期待される取組や事業例、市の具体的な施策についてはP17からP30に詳しく記載しています。

▼各主体の役割、基本方針および推進項目



市民

役割：自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。

基本方針：自主的なまちづくりの推進

推進項目：① 地域活動への参加 ② 市民公益活動の推進



まちづくり 協議会

役割：地域住民の意見や要望を把握し、課題の解決に向けて計画的にまちづくりに取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携、協力するよう努めましょう。

基本方針：地域主体のまちづくりの推進

推進項目：① 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開
② 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開



基礎的 コミュニティ

役割：地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解が得られるよう努め、参加の機会を確保しましょう。

基本方針：絆を深めるまちづくりの推進

推進項目：① 町内会活動などの活性化 ② 町内会活動などの意義啓発



市民公益 活動団体

役割：活動の社会的意義を自覚し、専門性や柔軟性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。情報を発信し、活動の理解や、参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携、協力するよう努めましょう。

基本方針：特性を生かしたまちづくりの推進

推進項目：① 市民公益活動の展開 ② 団体活動情報の発信



教育機関

役割：地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。

基本方針：教育・研究を生かしたまちづくりへの貢献

推進項目：① 学校資源の提供 ② 教育・研究を生かした連携



中間支援組織

役割：自主的なまちづくりに関する支援や、各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、連携、協力するよう努めましょう。

基本方針：各主体への支援

推進項目：① 市民公益活動団体等の交流促進 ② まちづくり情報の収集・発信
③ 相談・コンサルティングの実施 ④ 人材育成事業の展開
⑤ まちづくり活動支援・資金助成 ⑥ 中間支援組織同士の連携・協力



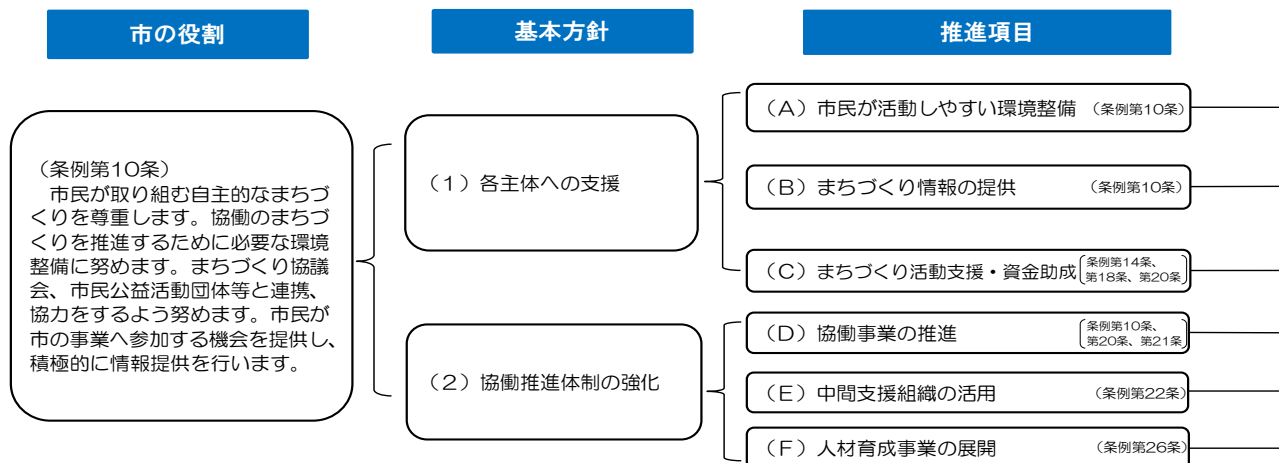
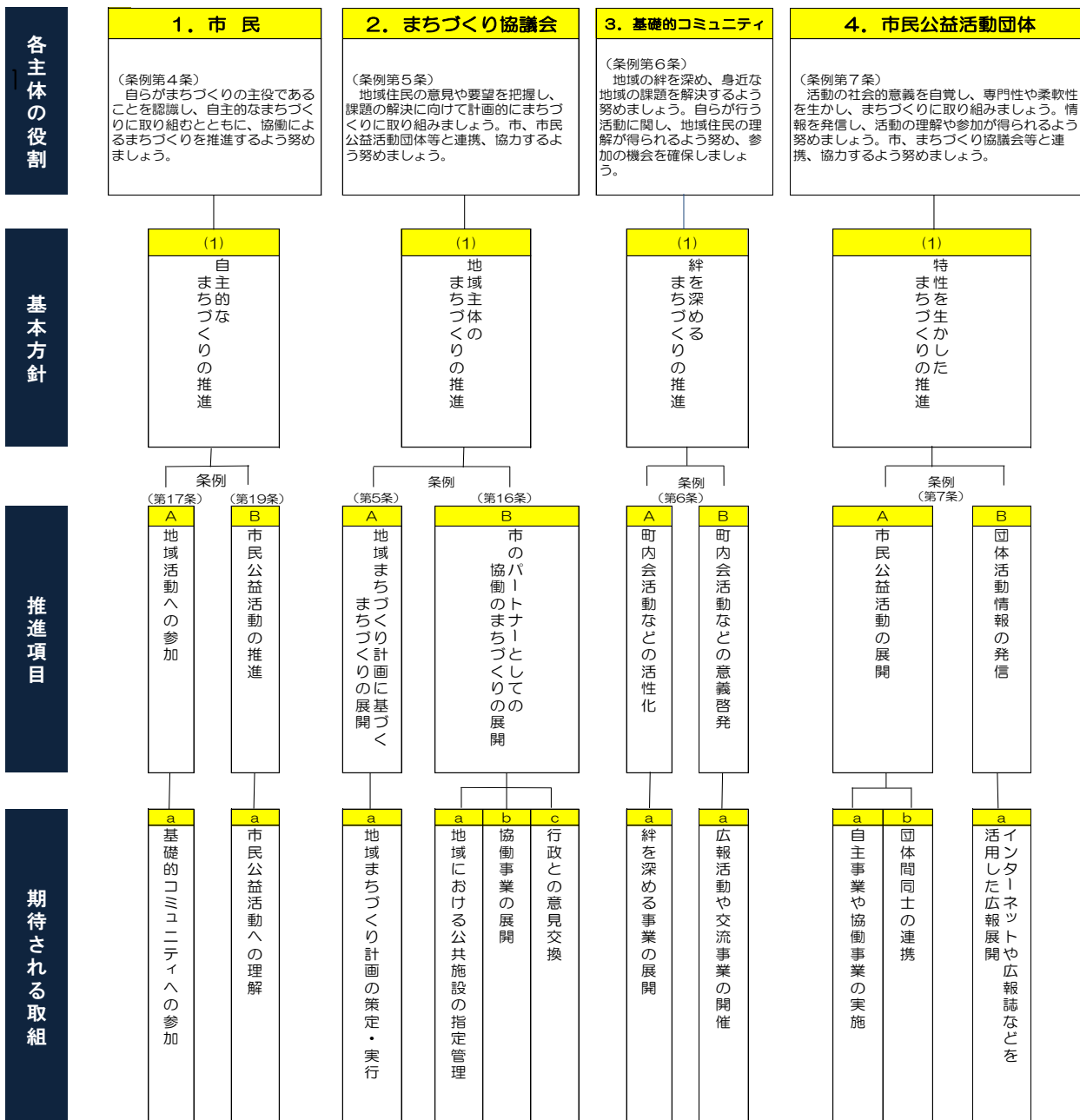
市

役割：市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重します。協働のまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携、協力をするよう努めます。市民が市の事業へ参加する機会を提供し、積極的に情報提供を行います。

基本方針：各主体への支援、協働推進体制の強化

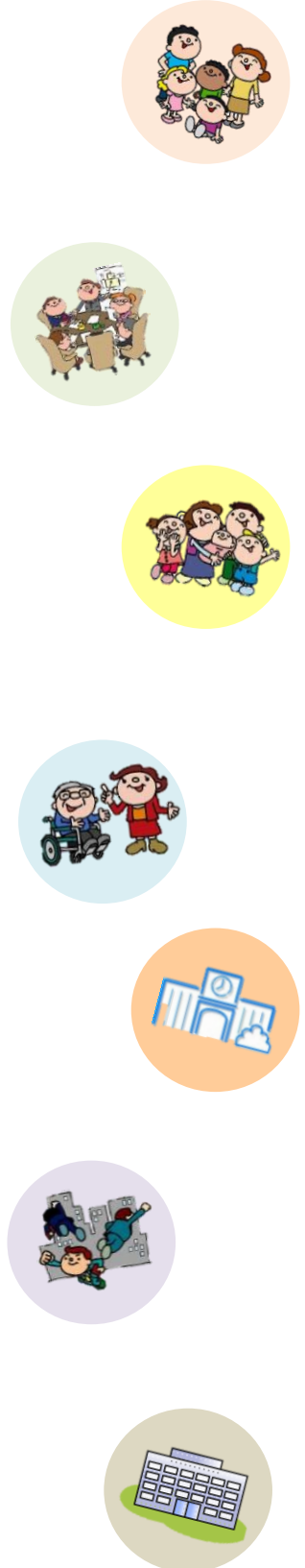
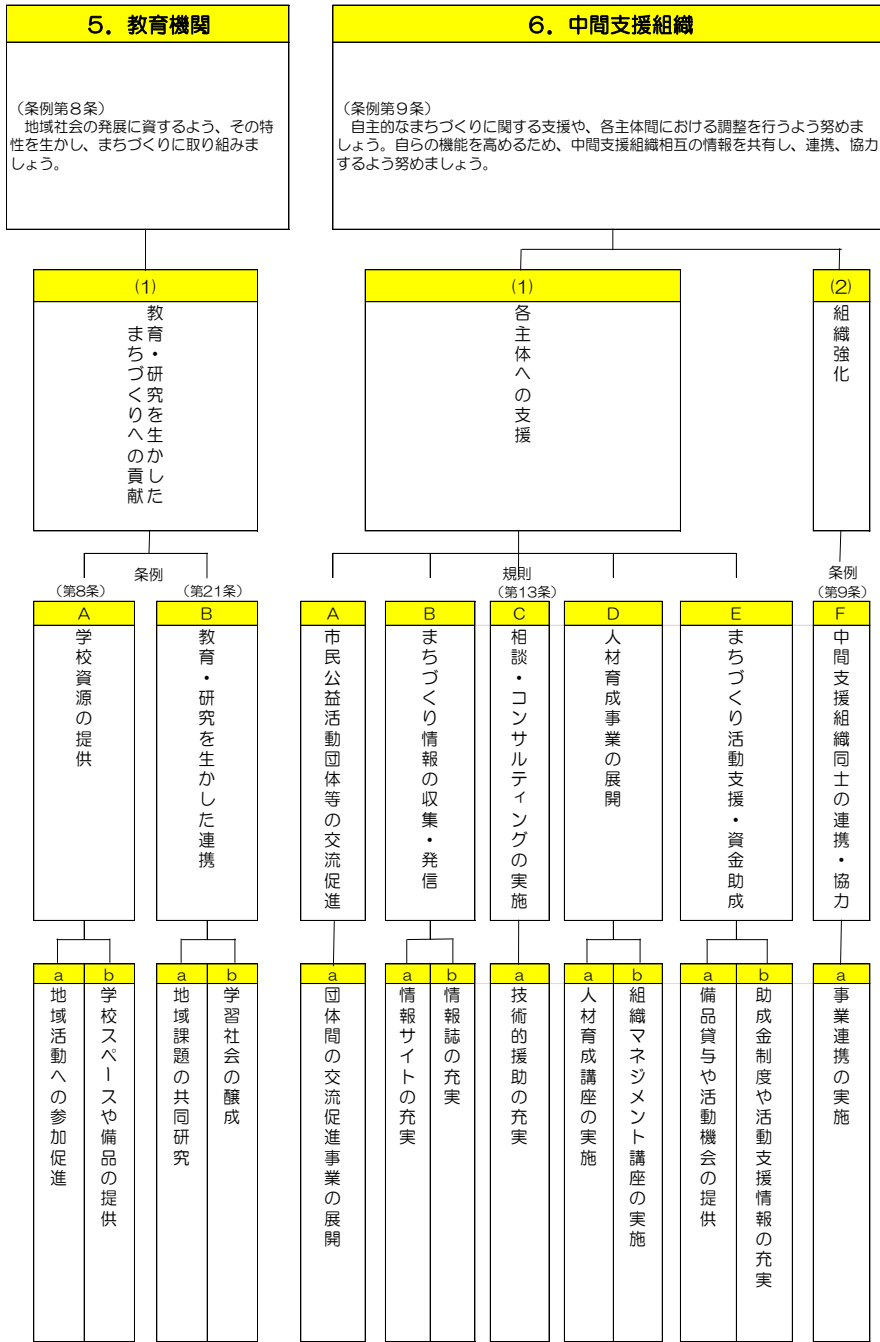
推進項目：① 市民が活動しやすい環境整備 ② まちづくり情報の提供
③ まちづくり活動支援・資金助成 ④ 協働事業の推進
⑤ 中間支援組織の活用 ⑥ 人材育成事業の展開

みんなでつくる 協働のまち草津



※「条例」…草津市協働のまちづくり条例
「規則」…草津市協働のまちづくり条例施行規則

～ 多様な主体が 草津の力に ～



具体的施策

- 【a】 市民活動拠点の充実
- 【b】 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- 【a】 情報サイトの充実
- 【b】 情報誌の充実
- 【a】 財政的援助
- 【b】 技術的援助
- 【a】 協働事業の実施
- 【a】 市民公益活動・地域活動の推進
- 【a】 職員研修の実施

2. 期待される取組

1. 市民

基本方針(1) 自主的なまちづくりの推進

【推進項目 A 地域活動への参加】

| | |
|---------|---|
| 期待される取組 | a 基礎的コミュニティへの参加 |
| | 地域住民一人ひとりが、町内会をはじめとする基礎的コミュニティの活動の意義や役割を再認識し、地域コミュニティ活動に自主的に参加することや協力することが期待されます。 |
| 事業例 | ・町内会等の基礎的コミュニティへの加入 ・行事等への参加 |

【推進項目 B 市民公益活動の推進】

| | |
|---------|---|
| 期待される取組 | a 市民公益活動への理解 |
| | 市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解し、その活動を応援することが期待されます。 |
| 事業例 | ・各種イベント等への参加 ・市民公益活動への参加 |



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実
 - ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実
 - ・情報誌の充実



2. まちづくり協議会

基本方針(1) 地域主体のまちづくりの推進

【推進項目 A 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開】

| | |
|---------|---|
| 期待される取組 | a 地域まちづくり計画の策定・実行 |
| | 自分たちの地域の目指すべき将来像や現状の課題、課題の解決のための取組を示した「地域まちづくり計画」を策定し、その計画に沿って、地域住民が一丸となって、地域課題の解決に向けた取組や地域の特色を活かした取組を実行することが期待されます。また、より効果的・効率的に実施できるよう、他の主体と連携・協力することも期待されます。 |
| 事業例 | ・地域まちづくり計画の策定 ・地域まちづくり計画による事業の展開 |

【推進項目 B 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開】

| | |
|-------------|--|
| 期待される 取組 | a 地域における公共施設の指定管理 |
| | まちづくり協議会が自分たちで考え、活動し、住民ニーズに合った取組を進めるために公共施設（市民センター・公民館）を地域のまちづくりの拠点として、指定管理者制度により管理、運営することが期待されます。 |
| 事業例 | ・指定管理者制度による市民センター（公民館）の管理・運営 |
| 期待される 取組 | b 協働事業の展開 |
| | 地域の実情に沿った対応ができるよう、市と共に協働した方が効果の高い事業についての取組を進めていくことが期待されます。 |
| 事業例 | ・防災訓練の計画や実施 ・防犯マップの作成 ・ふれあいサロンの運営 ・介護予防事業の実施 |
| 期待される 取組 | c 行政との意見交換 |
| | 地域の課題解決に向けた取組や地域まちづくり計画に基づいた取組等について、行政と意見交換を行うことが期待されます。 |
| 事業例 | ・市長とまちづくりトーク |



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実 ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実 ・情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・財政的援助 ・技術的援助
- ④ 協働事業の推進
 - ・協働事業の実施
- ⑤ 中間支援組織の活用
 - ・市民公益活動、地域活動の推進



3. 基礎的コミュニティ

基本方針(1) 絆を深めるまちづくりの推進

【推進項目 A 町内会活動などの活性化】

| | |
|---------|--|
| 期待される取組 | a 絆を深める事業の展開 |
| | 地域のつながりが希薄になりつつあるなかで、町内会の活動や役割を理解してもらい、地域の方々が積極的に町内会活動に参加いただける取組を進めることが期待されます。また、幅広い世代の方も気軽に町内会活動に参加しやすい環境を作ることにも期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での環境美化活動の実施 ・ 祭等の行事の実施 ・ 誰もが参加しやすい行事の実施 |

【推進項目 B 町内会活動などの意義啓発】

| | |
|---------|---|
| 期待される取組 | a 広報活動や交流事業の開催 |
| | 町内会がどのような活動を行っているのか、町内会の必要性などを広く理解してもらうための取組を進め、地域の方とのつながりを深めるための交流事業を進めていくことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の作成 ・ 啓発活動 ・ 祭等の行事の実施 |



市の具体的施策



- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・ 市民活動拠点の充実
 - ・ 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- ② まちづくり情報の提供
 - ・ 情報サイトの充実
 - ・ 情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・ 財政的援助
 - ・ 技術的援助
- ④ 中間支援組織の活用
 - ・ 市民公益活動、地域活動の推進

4. 市民公益活動団体

基本方針(1) 特性を生かしたまちづくりの推進

【推進項目 A 市民公益活動の展開】

| | |
|-------------|---|
| 期待される 取組 | a 自主事業や協働事業の実施 |
| | 自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、専門性、柔軟性、先駆性、創造性等の特性を生かし、市やまちづくり協議会等と連携しながらまちづくりに貢献することが期待されます。 |
| 事業例 | ・助成金や市民まちづくり提案事業等を活用した事業の展開 |
| 期待される 取組 | b 団体間同士の連携 |
| | 市民公益活動団体同士のネットワークを構築するため、市民公益活動を行う団体間の自主的な連携・連絡の場の運営を行うことが期待されます。 |
| 事業例 | ・市民公益活動団体連絡協議会の運営 |

【推進項目 B 団体活動情報の発信】

| | |
|-------------|---|
| 期待される 取組 | a インターネットや広報誌などを活用した広報展開 |
| | 市民に情報提供を分かりやすく行い、活動意欲の醸成を図るとともに、自らの活動情報を広く公開し透明性を確保することが期待されます。 |
| 事業例 | ・ホームページやSNSを活用した情報発信 |



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実
 - ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実
 - ・情報誌の充実
- ③ 協働事業の推進
 - ・協働事業の実施
- ④ 中間支援組織の活用
 - ・市民公益活動、地域活動の推進

5. 教育機関

基本方針(1) 教育・研究を生かしたまちづくりへの貢献



【推進項目 A 学校資源の提供】

| | |
|---------|--|
| 期待される取組 | a 地域活動への参加促進 児童・生徒・学生の地域社会に対する関心を深め、まちづくりへの積極的な参加を促すことが期待されています。 |
| 事業例 | ・ 学生等への情報提供 ・ 地域と連携した授業実施 |
| 期待される取組 | b 学校スペースや備品の提供 まちづくりの推進のため、学校スペースや備品等の貸し出し等が期待されています。 |
| 事業例 | ・ 学校スペースの開放 ・ 学校備品の貸し出し |

【推進項目 B 教育・研究を生かした連携】

| | |
|---------|--|
| 期待される取組 | a 地域課題の共同研究 地域の課題に対して、他の主体と共同で研究を行うことが期待されています。 |
| 事業例 | ・ 地域課題の研究 ・ 審議会等への参画 |
| 期待される取組 | b 学習社会の醸成 地域等との連携による学習機会の提供により、大人と子どもが共に育ちあう、より良い学習社会の醸成が期待されています。 |
| 事業例 | ・ 地域協働合校の実施 ・ 地域向け講座の実施 |



市の具体的施策

- ① 協働事業の推進
 - ・ 協働事業の実施

6. 中間支援組織

基本方針(1) 各主体への支援

【推進項目 A 市民公益活動団体等の交流促進】



| | |
|-------------|---|
| 期待される 取組 | a 団体間の交流促進事業の展開 |
| | 市民公益活動団体同士の交流や市民の理解を促すために、活動紹介を行うなど、市民公益活動の裾野を広げていくことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・パワフル交流市民の日の実施 ・まちづくり協議会交流会の実施 ・福祉を考える市民のつどいの実施 ・地域サロン交流会の実施 ・ボランティアフェスティバルの実施 ・まちづくり協議会事務局の支援 |

【推進項目 B まちづくり情報の収集・発信】

| | |
|-------------|---|
| 期待される 取組 | a 情報サイトの充実 |
| | 市内の様々なまちづくり活動や実務に役立つ情報など収集し、ホームページ等にて広く市民へ発信することが期待されます。また、情報分野において各団体へのサポートを行うことも期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ポータルサイト「くさつ情報ネット」の運営 ・まちづくり協議会ホームページのサポート ・まちの情報局の発信 ・デジタル年表の作成 ・ICT 活用法の研究 ・市社協ホームページの運営 |
| 期待される 取組 | b 情報誌の充実 |
| | 市民がまちづくり活動に関心を持つきっかけづくりとするため、市内のまちづくり活動や地域での取組を発信する情報誌を発行し、広く市民に発信しながら、市内におけるまちづくりに対する理解を促すことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティくさつの発行 ・社協くさつの発行 ・ボランティア情報紙よみ～なの発行 |

【推進項目 C 相談・コンサルティングの実施】

| | |
|-------------|---|
| 期待される 取組 | a 技術的援助の充実 |
| | 市民公益活動や地域活動を進めていく中での実務的な課題に対し、相談窓口を設置するなど技術的なサポートを行うことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働コーディネーターの配置 ・専門家による支援 ・地域サロン活動支援員の配置 ・プロボノ制度の実施 ・地域福祉コーディネーターの配置 |

【推進項目D 人材育成事業の展開】

| | |
|---------|---|
| | a 人材育成講座の実施 |
| 期待される取組 | まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体などを対象とした人材育成講座を実施し、組織を担う人材育成事業に取り組むことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・人と街の未来をつくるカレッジの実施 ・ボランティア入門講座の実施 ・福祉活動推進員育成講座の実施 |
| | b 組織マネジメント講座の実施 |
| 期待される取組 | まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体における実務や資金調達などの専門分野における学習機会を提供しながら、組織の運営力を高めるサポートを行うことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・人と街の未来をつくるカレッジの実施 ・コミュニティビジネス講座の実施 |

【推進項目E まちづくり活動支援・資金助成】

| | |
|---------|---|
| | a 備品貸与や活動機会の提供 |
| 期待される取組 | イベントや催しなどに必要となる各種備品や設備などを貸し出し、活動機会を創出する支援を行うことが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり機器貸出事業 ・地域サロン備品貸出事業 ・福祉機器、福祉車両貸出事業 ・レンタルねっと☆くさつの運営 |
| | b 助成金制度や活動支援情報の充実 |
| 期待される取組 | 市民公益活動団体の立ち上げや事業支援として、助成金などによる資金面でのサポートを行うことが期待されます。また、市内の市民活動情報や実務支援情報を提供し、活動のサポートを行うことも期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動助成金制度の実施（ひとまちキラリ助成） ・市民活動ハンドブックの作成 ・市民活動情報「つながりのめ」の編集、発行 ・まちづくり協議会情報ネットワークの構築 ・協働事業報告会の実施・各種福祉団体への事業助成 ・学区社協活動への助成 ・地域支え合い運送支援事業の実施 ・地域サロン活動の支援 |

基本方針(2) 組織強化

【推進項目F 中間支援組織同士の連携・協力】

| | |
|---------|---|
| | a 事業連携の実施 |
| 期待される取組 | 中間支援組織同士で学習会などを行い、相互理解や中間支援力を高めていくことが期待されます。また、類似する事業については合同で行うなど、事業を効果的に実施することが期待されます。 |
| 事業例 | <ul style="list-style-type: none">・ 中間支援組織合同研修の実施・ ボランティア、市民活動コーディネータ力の強化・ 市民ふれあい秋まつりの実施・ レンタルねっと☆くさつの運営 |




市の具体的施策


- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・ 市民活動拠点の充実の連携
 - ・ 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生
- ② まちづくり情報の提供
 - ・ 情報サイトの充実
 - ・ 情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・ 財政的援助
- ④ 協働事業の推進
 - ・ 協働事業の実施
- ⑤ 中間支援組織の活用
 - ・ 市民公益活動、地域活動の推進

3. 具体的施策


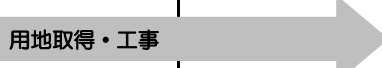

1. 市



基本方針(1) 各主体への支援

※  は、現在実施、または平成27年度以降のスケジュールが確定しているもの




※  は、新規事業等、事業実施等のスケジュールが確定されていない事業





【推進項目 A 市民が活動しやすい環境整備】

| | | | | | |
|-----------|--|----------|---|----------|--|
| 具体的 施策 | a 市民活動拠点の充実 | | | | |
| | 草津市中心市街地活性化基本計画に基づき、コミュニティ活動の拠点となる（仮称）市民総合交流センターの整備を計画的に推進します。 | | | | |
| 事業名 | ①(仮称)市民総合交流センター整備事業 | | | 担当課 | 拠点施設整備室 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 実施設計  | | 用地取得・工事  | | 開 設  |

| | | | | | |
|-----------|--|----------|--|----------|----------|
| 具体的 施策 | b 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への再生 | | | | |
| | 市民センター（公民館）を地域のまちづくりの拠点として、（仮称）地域まちづくりセンターとして位置づけ、まちづくり協議会に管理運営いただけるよう、指定管理者制度を導入します。 | | | | |
| 事業名 | ①指定管理事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 制度検討  | | 指定管理の実施  | | |

【推進項目 B まちづくり情報の提供】

| | | | | | |
|-----------|---|----------|----------|----------|----------|
| 具体的 施策 | a 情報サイトの充実 | | | | |
| | 市ホームページや SNS を活用し、各主体の活動情報や支援情報など、積極的に情報提供を行います。 | | | | |
| 事業名 | ①市ホームページ等を活用した情報提供 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ②市民活動レポート事業 （HP で市民活動団体の活動紹介） | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 実施検討  実施予定  | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|----------|----------|----------|----------|
| 具体的 施策 | b 情報誌の充実 | | | | |
| | <p>広報くさつ等の活用や情報誌の作成等、各主体の活動情報や支援情報など積極的に情報発信を行います。また、地域活動において、助成金情報等を掲載した「まちづくり資料集」を発行し、市民自ら行うまちづくり活動を応援します。</p> | | | | |
| 事業名 | ①市民活動団体情報紙の発行 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | <p>情報誌の発行</p>  | | | | |
| 事業名 | ②まちづくり資料集の発行（町内会向け） | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | <p>資料集の発行</p>  | | | | |
| 事業名 | ③まちづくり資料集の発行 （NPO 向けに、市の施策の資料集の発行） | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | <p>資料集の発行検討</p> <p>資料集の発行</p>  | | | | |
| 事業名 | ④協働事業事例集 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | <p>事例集の発行</p>  | | | | |

【推進項目 C まちづくり活動支援・資金助成】

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|--|--|
| 具体的 施策 | a 財政的援助 | | | | |
| | <p>まちづくり協議会・基礎的コミュニティ・市民公益活動団体が安定した活動ができるよう財政支援を行います。また、中間支援組織が安定した運営を図れるよう支援を行います。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------|-------------------|----------|----------|----------|-------------------|
| 事業名 | ①まちづくり協議会への交付金事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | | | | | |
| 事業名 | ②基礎的コミュニティへの補助金事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | | | | | |
| 事業名 | ③市民活動保険助成制度 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | | | | | |
| 事業名 | ④中間支援組織への補助金事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|----------|----------|----------|----------------|
| 具体的 施策 | b 技術的援助 | | | | |
| | <p>まちづくり協議会や基礎的コミュニティの安定した運営のため、技術的な支援を行います。また、市役所とまちづくり協議会との連携や情報共有が図れるようしくみづくりに努めます。</p> | | | | |
| 事業名 | ①まちづくり協議会との協働推進体制の整備 | | | 担当課 | まちづくり協働課 各部 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 事業名 | ②基礎的コミュニティ 設立支援・加入啓発事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施 | | | | |

基本方針(2) 協働推進体制の強化
【推進項目 D 協働事業の推進】



| | | | | | |
|-----------|--|----------|----------|----------|----------|
| 具体的 施策 | a 協働事業の実施 | | | | |
| | 協働で取り組むことができる可能性のある施策や事業について検証し、協働による事業実施を推進します。 | | | | |
| 事業名 | ①市民まちづくり提案事業 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施 | | | | |
| | 制度見直し | 実施予定 | | | |
| 事業名 | ②協働事業の実施 | | | 担当課 | 各部 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施 既存事業の見直し | | | | |
| 事業名 | ③協働契約ハンドブックの作成 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施 | | | | |



【推進項目 E 中間支援組織の活用】

| | | | | | |
|-----------|---|----------|----------|----------|-------------------|
| 具体的 施策 | a 市民公益活動・地域活動の推進 | | | | |
| | 協働事業の促進や、市民公益活動やまちづくり協議会活動の健全な運営にあたり、中間支援組織の活用を図ります。 | | | | |
| 事業名 | ① 活動団体のネットワーク促進の連携 (パワフル交流市民の日、ボランティアフェスティバルの実施等) | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ② 情報発信の連携 (コミュニティくさつ、社協くさつ等の配布) | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ③ 技術的支援における連携 (協働コーディネーター、相談機能の活用) | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ④ 人材育成事業の活用 (人材育成講座の活用) | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ⑤ 活動支援や資金の助成における連携 (備品貸与や助成金事業の連携) | | | 担当課 | まちづくり協働課 社会福祉課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |

【推進項目 F 人材育成事業の展開】

| | | | | | |
|-----------|---|----------|----------|----------|-----------------|
| 具体的 施策 | a 職員研修の実施 | | | | |
| | 協働に関する職員の関心や、認識は、まだまだ不十分であり、協働について正しく理解することで、各担当業務に生かしていけるよう、全職員を対象とした研修会を開催します。 | | | | |
| 事業名 | ①職員対象協働研修 | | | 担当課 | まちづくり協働課 職員課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続実施  | | | | |
| 事業名 | ②NPO派遣研修 | | | 担当課 | まちづくり協働課 |
| 年次計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 実施検討 実施予定  | | | | |



第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりを実現するためには、推進計画をより実効性の高いものにすることが必要です。そこで、本市では市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成22年度から市長を本部長とし、各部局の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長会議メンバー等で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策・システムなどを検討します。

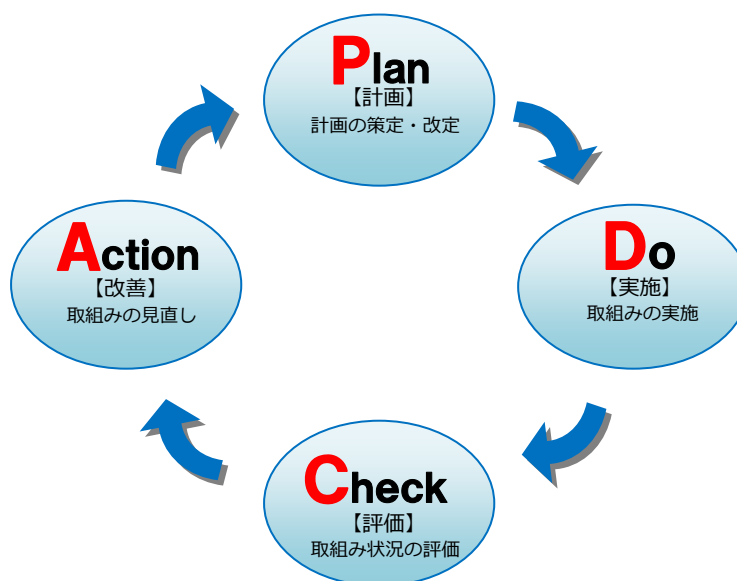
2. 計画の進捗管理

本計画に示す施策を確実に実行していくためには、計画の中で示されたスケジュールと実際の進行状況を定期的に点検し、適宜、スケジュール変更や作業手順の見直しなど、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の一連の流れに沿ったPDCAサイクルにより、効果的な進捗管理を行っていきます。

また、「Check（点検）」については、毎年度自己評価を行うとともに、学識経験者、関係団体、公募市民から構成される「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」による評価も行い、必要に応じて次年度の計画に反映していきます。

▼PDCA サイクル イメージ図



資 料 編

草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過

| 項目 | 日時・場所 | 内容等 |
|-----|-------------------------------------|------------|
| 第1回 | 平成26年6月3日(火) 10:00~ 市役所4階行政委員会室 | 策定方針について |
| 第2回 | 平成26年7月30日(水) 10:00~ 市役所4階行政委員会室 | フレーム内容について |
| 第3回 | 平成26年9月30日(火) 14:00~ 市役所4階行政委員会室 | 具体的内容について |
| | | |
| | | |
| | | |

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員(※五十音順・敬称略)

| NO. | 分類 | 氏名 | 所属 |
|-----|--------------|----------|-------------------------------------|
| 1 | 学識経験 | 中川 幾郎 | 帝塚山大学 名誉教授 |
| 2 | | ポーリン ケント | 龍谷大学国際文化学部 教授 |
| 3 | 地縁団体 | 田中 千秋 | 草津学区ひと・まちいきいき協議会 会長 |
| 4 | | 中原 勝一 | 志津南学区まちづくり協議会 会長 |
| 5 | 市民公益 活動団体 | 城 貴志 | 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 常務理事兼センター長 |
| 6 | | 宮下 千代美 | 特定非営利活動法人ディフェンス 常勤理事 |
| 7 | 教育機関 | 古橋 由一郎 | 立命館大学総務部BKC地域連携課 課長 |
| 8 | 公募 | 上野 剛史 | 公募市民 |
| 9 | | 西川 伸子 | 公募市民 |
| 10 | | 穂苅 実加 | 公募市民 |



草津市協働のまちづくり推進計画

発行年月日／平成27年〇月

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

TEL:077-561-2337 FAX: 077-561-2482

E-mail: machi@city.kusatsu.lg.jp
